

7. 冷却告示の対象である 1・2号機に係る対応 案

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 美浜発電所1・2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、美浜発電所1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、3号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ(概ね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 μ Svを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Svを超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。

1号機に係る原子力災害対策重点区域



<概ね5km圏内>
UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

1市1町(美浜町、敦賀市)
住民数:813人

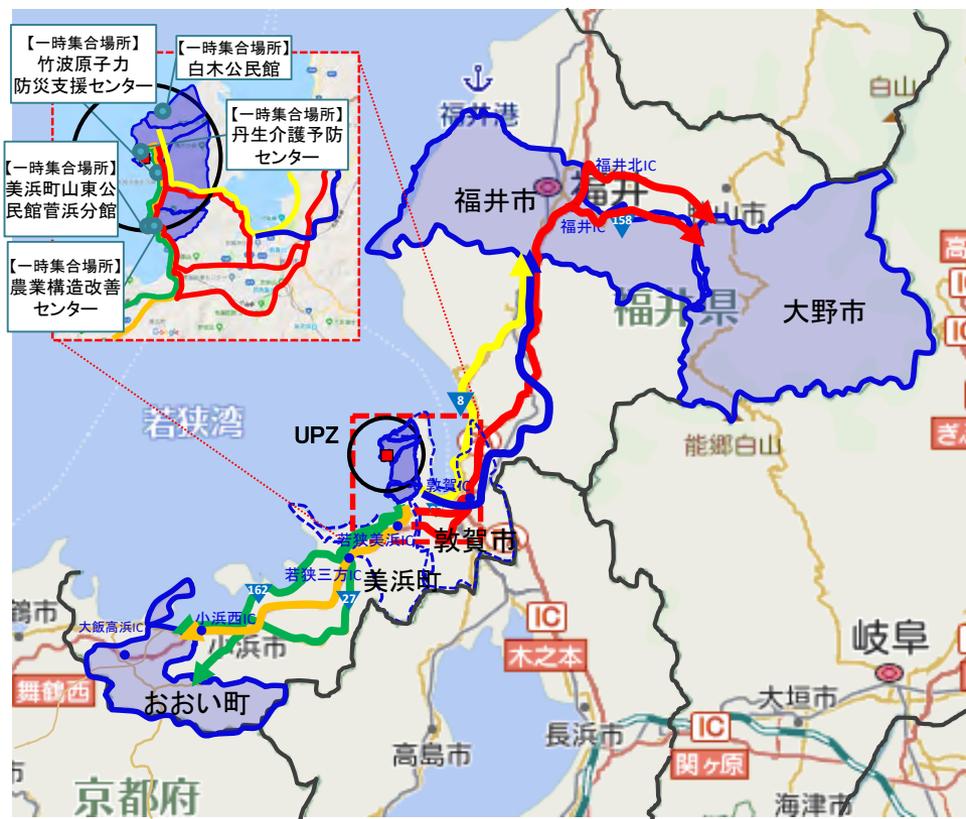
人口:平成○年○月○日時点

UPZ内地域		想定対象人数	避難行動要支援者
美浜町	丹生地区	人	人
	竹波地区	人	人
	菅浜地区	人	人
小計		752人	人
敦賀市	白木1丁目	人	人
	白木2丁目	人	人
小計		61人	人
合計		813人	人

1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

- 一時移転等実施区域の避難先および避難手段については、3号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様。(避難先はPO、避難手段はPO、PO参照)
- 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、3号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。
- 安定ヨウ素材の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素材を服用する。
- 事前配布を受けていない住民等については、備蓄場所より各市町が指定する集合場所や避難経路上の緊急配布場所、避難退域時検査場所に市町職員が搬送のうえ、対象住民等に緊急配布を実施。

避難退域時検査場所及び避難先自治体(基本経路)



安定ヨウ素材緊急配布場所等



1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要②

- UPZ(概ね5km圏内)において、学校・保育所・医療機関・社会福祉施設は所在していない。
- 在宅避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設で屋内退避を実施。
- 観光客等一時滞在者に対しては、警戒事態の段階で帰宅等呼びかけ、全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等で屋内退避を実施。一時移転等の指示が出た場合、福井県等が確保した車両で一時移転等を実施。詳細はP〇参照。
- 複合災害時において、一時移転などが必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先する。詳細はP〇、P〇参照。

在宅の避難行動要支援者

市町	地区	避難行動要支援者	支援者	支援者の同行により避難可能な者	避難の実施により健康リスクが高まる者
美浜町	丹生	人	人	人	人
	竹波	人	人	人	人
	菅浜	人	人	人	人
敦賀市	白木1丁目	人	人	人	人
	白木2丁目	人	人	人	人
合計		人	人	人	人

放射線防護施設概要

市町	施設名称	種別	定員数
美浜町	美浜町丹生介護予防センター	高齢者福祉施設	80人
	美浜町竹波原子力防災センター		80人
	美浜町山東地区公民館菅浜分館	公民館	57人
敦賀市	西浦小中学校	学校	
	常宮小学校	学校	

放射線防護施設

